

鹿屋市生活応援給付金給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市生活応援給付金給付事業実施要綱（令和3年鹿屋市告示第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号アからウまでの規定中「令和4年8月31日」を「令和4年9月30日」に改める。

第4条第2項中「令和4年9月15日」を「令和4年10月31日」に改める。

附則第2項中「令和4年10月31日」を「令和4年11月30日」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。